

西東京市子ども条例に関する取り組みについて

本年10月1日に「西東京市子ども条例」が施行されました。

この条例は、子どもが抱える悩み事等について、子どもに寄り添い、一緒に考え、安心・解決する相談・救済機関をつくることや、児童虐待、子どもの貧困等の今日的な子どもをめぐる問題に取り組み、子どもにやさしいまちづくりを目指すものです。

今年度は、条例の普及啓発や職員への研修を中心に実施し、市民の皆様をはじめ関係者の連携による、まち全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めます。

1 西東京市子ども条例の普及啓発

子どもを含む市民全体に条例が制定されたことを認識して頂き、市全体で子どもの育ちを支え、全ての子どもたちが健やかに育つ環境を整えるための理念を共有していきます。

「市民まつり」などの各種イベントにおける広報の実施や小学校、中学校、高校に通う全ての子どもたちに「西東京市子ども条例」が制定されたことや条例の概要をわかりやすく周知するため、パンフレットを作成し、配布します。

2 教職員の研修

子どもと学校などの育ち学ぶ施設との関わりは重要になることから、教職員がその役割を十分に果たせるよう支援するため、学習の機会を設けます。

あわせて、市の職員についてもこの条例を正しく理解し、子ども施策が進められるよう研修を実施します。

3 子ども施策推進本部の設置

市では、子どもにかかわる施策を推進していくため、子ども施策に係る部署で組織する子ども施策推進本部を設置し、この本部で対応すべき事項の方向性の決定や庁内横断的な調整を図ります。

【問い合わせ先】 子育て支援部 子育て支援課（TEL：042-460-9841）

資料のポイント

○今後の取り組み

- ・相談・救済機関の設置及び相談等の受付開始
- ・小学校高学年対象に子ども条例の副読本の作成、授業での活用
- ・教職員等及び市民への研修・講演会などの実施による普及啓発